

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案
令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

札幌市土地区画整理事業施行規程(昭和35年条例第33号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第22条第1項第1号中「年6パーセントを超えるときは、年6パーセント」を「同日における法定利率を超えるときは、当該法定利率」に改め、同項第2号中「年6パーセント」を「換地処分の公告の日の翌日における法定利率」に改める。
- (2) 第25条中「第22条第1項第1号」の次に「及び第2号」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前々日までに換地処分の公告があった場合又はこの条例の施行の日前に仮清算金の額の決定があった場合における分割徴収又は分割交付に係る清算金又は仮清算金に付すべき利子の利率については、改正後の第22条第1項第1号又は第2号(改正後の第25条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(理 由)

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割徴収する場合の当該清算金に付すべき利子の利率に係る上限の変更等を行うため、本案を提出する。